

学校法人鴻城義塾個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、当法人及び当法人が設置する各学校（以下単に「各学校」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、当法人及び各学校の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第2項に定める個人識別符号。
- 2 この規程において「要配慮個人情報」とは、前項に定める個人情報のうち、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、法（法が委任する命令を含む。）で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 3 この規程において「在学生等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 各学校の生徒、園児
 - (2) 各学校の学校説明会等への参加者、入学試験への申込者、入学試験合格者その他各学校において教育を受けようとする者
 - (3) 卒業生、中途退学者、その他各学校において教育を受けたことのある者
- 4 この規程において「情報主体」とは、各学校の在学生等及びその保護者、保証人、当法人及び各学校の役員をいう。

(責務)

- 第3条 当法人及び各学校は、この規程及び関係法令の趣旨に則り、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、実施するものとする。
- 2 当法人及び各学校の役職員は、この規程及び関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱うとともに、職務上知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的に利用してはならない。

(個人情報管理責任者)

- 第4条 この規程の目的を達成し、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、当法人及び各学校に個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。
- 2 管理責任者は、当法人においては理事長を、各学校においては校長をもってこれに充てる。
 - 3 管理責任者は、当法人及び各学校の業務に係る個人情報の取得、利用、提供、管理、情報主体からの開示、訂正等その他の請求に関し、この規程の定めるところに従い、適正に処理しなければならない。

(個人情報取扱責任者)

- 第5条 当法人及び各学校の管理責任者を補佐し、もって個人情報の適正な管理及び安全保護の強化を図るため、個人情報取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。
- 2 取扱責任者は、当法人においては法人事務長を、各学校においては事務長をもってこれに充てる。
 - 3 取扱責任者は、管理責任者の指示に従い、前条第3項の事務を担うとともに、指揮監督下にある職員に対し、個人情報の適正な管理及び安全保護について指導を行う。

第2章 個人情報の取扱い

(利用目的の特定及び利用目的による制限)

第6条 個人情報の保有に当たっては、当法人及び各学校の業務又は教育活動を遂行するために必要な場合限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 前項の規定により特定された利用目的の達成のために必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 利用目的を変更するときは、その変更は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(適正取得)

- 第7条 個人情報を取得した場合は、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を情報主体に通知し、又は公表するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、情報主体との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。）に記載された情報主体の個人情報を取得する場合その他情報主体から直接書面に記載された情報主体の個人情報を取得する場合は、あらかじめ当該情報主体に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要がある場合にはこの限りでない。
 - 3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、情報主体に通知し、又は公表しなければならない。
 - 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を情報主体に通知し、又は公表することにより、情報主体又は第三者の生命、身体、財産その他の権利・利益を害するおそれがある場合。
 - (2) 利用目的を情報主体に通知し、又は公表することにより、当法人又は各学校の権利又は正統な利益を害するおそれがある場合。
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を情報主体に通知し、又は公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて、利用目的が明らかであると認められる場合。
 - 5 前四項の規定にかかわらず、要配慮個人情報の取得は、あらかじめ情報主体の同意を得た上で行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令の規定に基づくとき。
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 6 偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

(利用及び提供の制限)

- 第8条 個人情報は、利用目的以外の目的のために利用してはならない。
- 2 個人情報は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三者に提供してはならない。
 - (1) 情報主体の同意があるとき。
 - (2) 法令の規定に基づくとき。
 - (3) 人の生命、身体又は財産を保護するために緊急の必要があり、情報主体の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき。
 - (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 3 管理責任者は、前項各号の規定により個人情報を第三者に提供するときは、当該個人情報の提供を受ける者に対し、この規程及び関係法令の遵守を求めるものとするほか、その利用に必要な制限を付し、又は必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(適正管理)

- 第9条 管理責任者及び取扱責任者は、個人情報の安全性及び信頼性を確保するため、漏えい、滅失、き損及

び改ざんの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 取扱責任者は、所管する個人情報を、その利用目的に応じ、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(業務委託、事業承継及び共同利用)

第10条 次の各号に掲げる場合には、当該個人情報の提供を受ける者は、この規程において第8条第2項に定める第三者には該当しないものとする。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することに伴って個人情報が提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同で利用される個人情報が当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ情報主体に通知し、又は情報主体が容易に知り得る状態に置いているとき。

第11条 前条第1号の規定により個人情報の取扱いを委託する場合は、選定基準に適合した者を受託者として選定しなければならない。この場合においては、契約において受託者の義務を定めるほか、受託者に個人情報の適正な取扱いをさせるために必要な措置を講じるものとする。

第3章 個人情報の開示、訂正等

(開示請求)

第12条 情報主体は、自己に関する個人情報について、管理責任者に対し、開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 開示請求をしようとするときは、情報主体本人であることを明らかにした上で、別に定めるところに従い、書面を管理責任者に提出するものとする。

(個人情報の開示)

第13条 管理責任者は、開示請求を受けたときは、当該情報主体に係る個人情報を開示しなければならない。ただし、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報の全部又は一部について開示しないことができる。

- (1) 開示請求の対象となる個人情報に、第三者の個人情報が含まれているとき。
- (2) 個人の指導、評価、診断又は選好等に関する個人情報であって、開示することにより、当該指導、評価、診断又は選好等に著しい支障が生じるおそれがあるとき。
- (3) 開示することにより、当法人又は各学校の業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとき。
- (4) 情報主体又は第三者の生命、身体、財産その他の権利・利益を害するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、相当の理由があると認められるとき。

(開示の決定)

第14条 管理責任者は、開示請求を受けたときは、遅滞なく、当該開示請求に係る個人情報の開示について決定しなければならない。

2 管理責任者は、開示についての決定を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る個人情報の全部又は一部について開示しない決定をしたときは、管理責任者は、その理由も通知しなければならない。

(開示の方法)

第15条 個人情報の開示は、個人情報が文書又は図画に記録されている場合は、これらの閲覧又は写しの交付により行い、電磁的記録に記録されている場合は、印字装置による出力物の閲覧又は写しの交付により行う。

2 前項に規定する方法による開示が困難であるときは、他の適切な方法により行うことができる。

(訂正、追加又は削除)

第16条 情報主体は、自己に関する個人情報の内容が事実でないときは、管理責任者に対し、その訂正、追

加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

- 2 訂正等の請求をしようとするときは、情報主体本人であることを明らかにした上で、別に定めるところに従い、書面を管理責任者に提出するものとする。
- 3 管理責任者は、訂正等の請求を受けたときは、遅滞なく、必要な事実の調査をし、調査の結果に基づき必要と認めるときは、個人情報の訂正等をするものとする。
- 4 管理責任者は、前項の規定により訂正等を行ったときはその旨を、訂正等を行わなかったときはその旨及びその理由を、訂正等の請求をした情報主体に通知するものとする。

（利用停止等）

- 第17条 情報主体は、当法人又は各学校が保有する自己に関する個人情報が、法第18条の規定に違反して目的外利用がされている、若しくは法第19条の規定に違反して不適正な利用がされている、又は法第20条の規定に違反して偽りその他不正の手段により個人情報が取得され若しくは本人の同意なく要配慮個人情報が取得されたものであるときは、管理責任者に対し、その利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。
- 2 利用停止等の請求をしようとするときは、情報主体本人であることを明らかにした上で、別に定めるところに従い、書面を管理責任者に提出するものとする。
 - 3 管理責任者は、第1項の請求に理由があることが判明したときは、これを是正するために必要な限度で、遅滞なく当該個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、情報主体の権利・利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
 - 4 管理責任者は、前項の規定により利用停止等を行ったときはその旨を、利用停止等を行わなかったときはその旨及びその理由を、利用停止等の請求をした情報主体に通知するものとする。

（第三者提供の停止）

- 第18条 情報主体は、当法人又は各学校が保有する自己に関する個人情報が、法第27条第1項又は第28条の規定に違反して情報主体の同意なく第三者に提供されているときは、管理責任者に対し、その第三者への提供の停止（以下「提供停止」という。）を請求することができる。
- 2 提供停止の請求をしようとするときは、情報主体本人であることを明らかにした上で、別に定めるところに従い、書面を管理責任者に提出するものとする。
 - 3 管理責任者は、第1項の請求に理由があることが判明したときは、これを是正するために必要な限度で、遅滞なく当該個人情報の第三者への提供停止に多額の費用を要する場合その他第三者への提供停止をすることが困難であって、情報主体の権利・利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
 - 4 管理責任者は、前項の規定により提供停止を行ったときはその旨を、提供停止を行わなかったときはその旨及びその理由を、提供停止の請求をした情報主体に通知するものとする。

（手数料）

- 第19条 開示請求、訂正等請求、利用停止等請求、提供停止請求の手数料は、別に定める。

（個人情報取扱審査委員会）

- 第20条 当法人及び各学校の個人情報の取扱いに係る情報主体からの不服申立てを審査するため、個人情報取扱審査委員会を置く。
- 2 個人情報取扱審査委員会の委員の選任その他必要な事項は、別に定める。

（不服申立て）

- 第21条 情報主体は、個人情報の取扱いに関し不服があるときは、個人情報取扱審査委員会に対し、不服申立てをすることができる。
- 2 前項の申立てをするときは、情報主体本人であることを明らかにした上で、別に定めるところに従い、書面を個人情報取扱審査委員会あてに提出するものとする。
 - 3 個人情報取扱審査委員会は、第1項の申立てがあったときは、速やかに審査を開始し、不服申立人、関係部署の役職員その他の関係者からの聴取等の必要な調査をすることができる。
 - 4 個人情報取扱審査委員会は、不服申立人に対し、不服申立てについての決定を書面によって通知する。

第4章 その他

(教育・研修)

第22条 管理責任者は、この規程及び関係法令等の趣旨に則り、個人情報の適正な取扱いを確保するために、役職員に対し必要な教育、研修等を実施しなければならない。

(補則)

第23条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。